

令和4年 新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について (お知らせ)

令和3年9月16日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第3条第1項、第5条第1項、第5条第7項及び第7条に基づく新規化学物質の届出又は申出に係る令和4年の日程等について、次のとおりお知らせします。

1. 届出関連の日程について

	予備審査用資料 提出期限	平成30年3月末までに判定結果が通知されているスクリーニング毒性試験等を実施した新規化学物質の同一物質の連絡期限 (3. 注を参照)	届出日 (届出書の日付)
第1回	令和3年10月7日(木)	令和3年12月24日(金)	令和4年1月5日(水)
第2回	—	—	令和4年2月4日(金)
第3回	令和3年12月20日(月)	令和4年3月4日(金)	令和4年3月11日(金)
第4回	令和4年1月12日(水)	令和4年3月25日(金)	令和4年4月1日(金)
第5回	令和4年2月8日(火)	令和4年4月22日(金)	令和4年5月6日(金)
第6回	令和4年3月11日(金)	令和4年5月27日(金)	令和4年6月3日(金)
第7回	令和4年4月7日(木)	令和4年6月24日(金)	令和4年7月1日(金)
第8回	—	—	令和4年8月5日(金)
第9回	令和4年6月9日(木)	令和4年8月26日(金)	令和4年9月2日(金)
第10回	令和4年6月29日(水)	令和4年9月22日(木)	令和4年9月30日(金)
第11回	令和4年8月3日(水)	令和4年10月28日(金)	令和4年11月4日(金)
第12回	令和4年9月13日(火)	令和4年11月25日(金)	令和4年12月2日(金)

※上記期限は、いずれの日も15時までの受付とさせていただきます。期限を過ぎた場合、翌月以降の届出として取り扱わせていただきますので御了承ください。

2. 予備審査用資料の提出について

化審法第3条第1項、第5条第1項、第5条第7項又は第7条に基づく新規化学物質の届出等を予定している場合には、あらかじめ「NITE 化審法連絡システム」を通じて届出等の登録（資料提出の連絡）を行った上で（NITE から資料提出方法の連絡をします。）、上記1. の「予備審査用資料提出期限」までに、予備審査用資料を NITE 化学物質管理センター安全審査課に提出してください。

「NITE 化審法連絡システム」からの登録（資料提出の連絡）は、以下より行ってください。（<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/shinki/reportForm.html>）

予備審査用資料の作成方法、提出部数等については、「化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について（令和3年4月1日改訂）」を参照してください。

※予備審査用資料の提出前には、記載事項の誤り（例：構造式や分子式の誤り）や必要書類の不備が無いよう、十分に確認してください。

3. 同一物質の届出等に関する連絡について

化審法第3条第1項、第5条第1項、第5条第7項又は第7条第1項の規定による届出等に基づき既に判定結果が通知されている新規化学物質に関して、その届出等を行った者以外の者が、試験成績等に代えて、当該新規化学物質の判定通知書の写しを添付して届出等を行おうとする場合（以下「同一物質の届出等」という。）には、上記1. の「届出日」までに、届出書等の提出を行ってください。

注）平成30年3月末までに判定結果が通知されているスクリーニング毒性試験等を実施した新規化学物質の同一物質の届出等の場合

（概ね、処理番号の下3桁が000番台、500番台及び600番台の同一物質になります。）

届出書等の提出にあたり、あらかじめ上記1. の「連絡期限」までに、経済産業省のお問合せフォームを通じて以下の連絡事項をお知らせください。

■連絡事項

届出に係る処理番号、事業者名、担当者連絡先（部署名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス））

※件名には「新規化学物質届出（同一物質）の連絡について」と記入してください。

また、判定通知書の写しを添付してください。

■連絡先（経済産業省のお問合せフォーム）

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

これらの連絡・提出方法については、「化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について（令和3年4月1日改訂）」を参照してください。

4. 参考資料

新規化学物質の製造・輸入届出等に係る手続きの詳細については、以下の資料を参照してください。

○化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について（令和3年4月1日改訂）

http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/manyuaru20210401kaitei_setr2.pdf

5. 次回のお知らせについて

「令和5年 新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について」のお知らせは、令和4年9月頃に公表する予定です。

6. 問合せ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-5253-1111（内線2427）、（FAX）03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

（お問合せフォーム）

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

※お問い合わせ種別は、化審法（新規化学物質申請【通常、低生産量、少量、高分子】）を選択してください。

（電話）03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

（電話）03-5521-8253、（FAX）03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター安全審査課

（お問合せフォーム）

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>

（電話）03-3481-1812